

講じた措置の内容

(3) あすか保育所の宿日直業務に係る委託

あすか保育所の宿日直業務に係る委託料に関して、勧告のあった平成 16 年度分 1,550,000 円をはじめ、平成 4 年度から平成 10 年度までは委託料全額を、平成 11 年度から平成 15 年度までは委託料から機械警備に要した費用を差し引いた額を加えた合計 23,784,670 円について、契約の相手である大阪市飛鳥人権協会会長に対し契約上の債務不履行による損害賠償請求を平成 18 年 10 月 20 日付けで行いました。

請求書の納付期限である平成 18 年 11 月 6 日までに納付されていないため、請求額が速やかに納付されるよう、必要に応じ法的措置も含め対処してまいります。